

外国人留学生インターンシップ並びに就業体験プログラム実施要領（春季）

第1 インターンシップ並びに就業体験プログラム（以下「インターンシップ等」という。）の実施について

1 趣旨・目的

留学生と企業の相互理解の促進や、卒業後の本格就労に向けた実践的準備の機会の提供を通じ、企業における高度外国人材の活用促進を図るため、留学生に対するインターンシップ等を実施する。

2 定義

インターンシップとは、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」（以下「産学協議会」という。）において整理した、「学生のキャリア形成支援にかかる産学協働の取組み」のタイプ3に準拠するものをいう。なお、前述のタイプ3に準拠しないものを「就業体験プログラム」とし、インターンシップと併せて募集及びエントリー等を行う。

3 実施期間・時期

インターンシップ等の実施期間は、実施日が5日以上、期間は1週間から2週間程度とし、学業との両立に配慮する観点から、大学・大学院（以下「大学等」という。）の長期休暇期間のうち春休みに実施する。

4 参加留学生

原則として、大学等に在籍し、かつ、所属大学等就職担当の「推薦書」の提出がなされている者とする。

5 実施企業

実施企業は、次のいずれにも該当する企業とする。

- (1) 原則として、専門的・技術的分野の職種においてインターンシップ等が実施できること。
- (2) インターンシップ等期間の半分を超える日数の職場での就業体験を実施し、参加留学生が我が国企業での仕事の進め方などを体験することにより、卒業後の就労に向けた実践的準備の機会を与えることが可能であること。
- (3) 参加留学生の指導・監督を行う担当職員を専任するほか、インターンシップ等終了後、当該職員による参加留学生へのフィードバックを行うこと。
- (4) 参加留学生が持つ異なる思考方法や、文化・習慣に対する理解を深める姿勢が明らかであること。

第2 支援協議会の開催

インターンシップ等の実施にあたって、実施企業側及び大学等側の要望を把握し、実施企業の開拓につなげるほか、インターンシップ等の実施で得られた経験・ノウハウ等を広く共有するため、経営者団体、大学等の関係者を参集して支援協議会を開催する。

第3 インターンシップ等の具体的内容

1 実施企業、参加留学生の募集等

(1) 実施企業の募集

- イ 支援協議会構成員である経営者団体は、会員企業に対しホームページ、広報誌への掲載、リーフレットの配付等により実施企業の募集を行う。
- ロ 名古屋中公共職業安定所名古屋外国人雇用サービスセンター（以下「名古屋外セン」という。）は、公共職業安定所利用企業に対しホームページへの掲載、リーフレットの配付等により実施企業の募集を行う。
- ハ 経営者団体及び名古屋外センは、実施企業に対してインターンシップ等の趣旨・目的や、第1の5の(1)から(4)を満たしていることが必要である旨の説明を行う。

(2) 参加留学生の募集

- イ 支援協議会の構成員である大学等は、ホームページへの掲載、リーフレットの配布等により参加希望留学生の募集を行う。
- ロ 名古屋外センは、ホームページへの掲載、登録学校へのメール配信などにより参加希望留学生の募集を行う。
- ハ 大学等及び名古屋外センは、参加を希望する留学生に対して次の説明を行う。
 - (イ) インターンシップ等中は無報酬であること。
 - (ロ) 応募にあたっては、希望する職種・業種、その希望理由等を記載したエントリーシートを、大学等を介して名古屋外センへ提出すること。
 - (ハ) 実施企業での受入れが決定後、名古屋外センが実施する事前研修を受講する必要があること（受講日に求職登録も併せて行う）。
 - (ニ) インターンシップについては、企業が取得した学生情報を採用選考活動開始後に限り活用する場合があること。

2 実施企業の登録・選定

- (1) 実施を希望する企業は、第1の5の(1)から(4)を踏まえた「受入企業エントリーシート」に必要事項を入力し、名古屋外センあて提出する。なお、「受入企業エントリーシート」は名古屋外センホームページに掲載する。
- (2) 名古屋外センにおいて、第1の5の(1)から(4)を満たしているか確認を行う。実施企業の選定後は、実施企業の情報を作成し、インターンシップ等への参加を希望する留学生に提示する。

3 参加留学生の決定

名古屋外センは、大学等から提出のあったエントリーシートを実施企業に送付する。受入れが決定した場合は「参加決定書」（別紙1）を作成し、大学等を通じて参加留学生に交付する。

4 事前研修会の実施

(1) 実施企業を対象とする説明の実施

名古屋外センは、実施企業に対し、留学生をインターン生として受け入れるにあたり、インターンシップ等の趣旨・目的その他留意事項のほか、文化、習慣の違いへの配慮等、日本人学生とは異なった配慮が必要であること等について説明を行う。

(2) 参加留学生対象事前研修会の実施

名古屋外センは、参加留学生に対し、基本的なビジネスマナー等、実施企業で研修を受ける上で最低限必要な留意事項について研修を行う。

5 傷害・損害保険の加入

参加留学生がインターンシップ中の事故により障害を負った場合や、同留学生が実施企業又は第三者に損害を与えた場合に備え、愛知労働局が保険料を負担する傷害保険及び損害責任保険に加入する。

6 覚書の締結等

(1) 覚書の締結

イ 実施企業及び大学等の間で、インターンシップ実施にあたっての遵守事項等についての覚書（別紙2）を締結する。

ロ 必要に応じ、実施企業と大学等側で合意した場合には、締結事項に変更を加えることは差し支えない。

ハ 覚書締結後、一部複写し、当該複写を名古屋外センにおいて保管する。

(2) 誓約書の提出

イ 参加留学生は、実施企業に対し、インターンシップ中は研修に専念することや、知り得た企業秘密等を第三者に漏らさないこと等について、誓約書（別紙3）を提出する。

ロ 必要に応じ、誓約事項を加えることは差し支えない。

7 インターンシップの実施

インターンシップは次のとおり実施する。

(1) 実施企業が提出するインターンシップ実施計画書に則った研修内容であること。

(2) インターンシップ担当職員の指導・監督の下、実施するものであること。

(3) 参加留学生は、インターンシップ中、その研修内容に専念するものであること。

(4) 実施企業は、インターンシップ終了後に、参加留学生に対するフィードバックを行うこと。

(5) 名古屋外センは、実施企業に対しインターンシップ実施に関するアンケートを行うこと。

第4 インターンシップ実施後のフォローアップ

1 実施報告会の開催

インターンシップ実施で得られた経験・ノウハウ等を広く共有するとともに、次回のインターンシップ実施に反映するため、インターンシップ実施報告会を次のとおり開催する。

(1) 主催は支援協議会とする。

(2) 実施企業・参加留学生からの体験談発表のほか、同企業・大学等アンケートの結果や、参加留学生の実習レポートにより、インターンシップ実施の評価を行う。

2 実施企業に対するフォローアップ

実施企業に対し、留学生向け求人の開拓や、留学生合同就職面接会、専門的・技術的分野の外国人労働者の雇用管理に係るアドバイス等、名古屋外センの支援メニューを提供する。

3 留学生に対するフォローアップ

参加留学生に対し、卒業年次に至るまでの複数年にわたる就職支援を行うため、就職ガイダンスの実施や留学生合同就職面接会への参加案内を行う。

なお、インターンシップへのエントリーシートを提出し、求職登録を行ったものの、インターンシップの参加に至らなかった留学生に対しても、同様の支援を行うとともに、次回インターンシップへの参加を促す。

第5 その他

この要領に定めるものの他、インターンシップ事業に関し必要な事項は、別途定めるものとする。